

労働者災害補償保険法…年齢階層別の最低限度額・最高限度額

年齢階層別の最低限度額・最高限度額が適用される保険給付は2つ。

1つは「休業給付基礎日額」。

休業給付基礎日額は、休業（補償）給付の算定の際に使用。

もう1つは「年金給付基礎日額」。

傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金の算定の際に使用。

[適用される時期] と [適用する際の年齢] に関する2点がポイント。

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額
適用時期	療養開始日から起算して 1年6カ月を経過した日以後の日	年金が支給される最初の月から
年齢	休業（補償）給付を支給すべき事由が 生じた日の属する 四半期の初日における年齢	年金たる保険給付を受けるべき労働者の8月1日における年齢で同日から1年間適用 ただし、遺族（補償）年金に関しては、死亡労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の年齢